

第7回 京都市上下水道料金制度審議委員会

次 第

開 催 日 平成24年11月6日（火）

開催時間 午前10時～正午（終了予定）

開催場所 キャンパスプラザ京都 2階 第2会議室

1 開 会

（1）委員長あいさつ

（2）会議の公開等について

2 審 議

意見書（案）について

3 今後の予定

4 閉 会

<配付資料>

次 第

出席者名簿

配席図

資料1 京都市上下水道料金制度審議委員会の会議の公開に関する要領

資料2 第6回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

資料3 京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書（案）

第7回 京都市上下水道料金制度審議委員会 出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 等	出欠
おお はし よ し え 大 橋 仔志栄	京都市民生児童委員連盟理事	出席
おか やま か よ こ 岡 山 佳代子	上下水道サポーター*	出席
おく はら つね おき 奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事	出席
こ ばやし ゆ か 小 林 由 香	税理士	出席
◎ ふじ い ひで き ◎ 藤 井 秀 樹	京都大学教授 (大学院経済学研究科)	出席
まつ あき あつし 松 明 淳	社団法人日本水道協会調査部長	出席
○ みず たに ふみ とし ○ 水 谷 文 俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)	出席
やす だ けい こ 安 田 桂 子	京都市地域女性連合会常任委員	出席

◎ : 委員長, ○ : 副委員長

* 上下水道サポーターは、施設見学やレポート提出等の活動を行う上下水道モニター (毎年度, 市民の皆様から公募。任期は当該年度) をされた方のうち, 引き続き, 上下水道事業への御協力を頂いている方です。

◆ 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局次長 谷口 義隆

〃 技術長 鈴木 秀男

〃 総務部長 向畑 秀樹

〃 総務部経営改革担当部長 小田 久人

〃 技術監理室長 三上 昌行

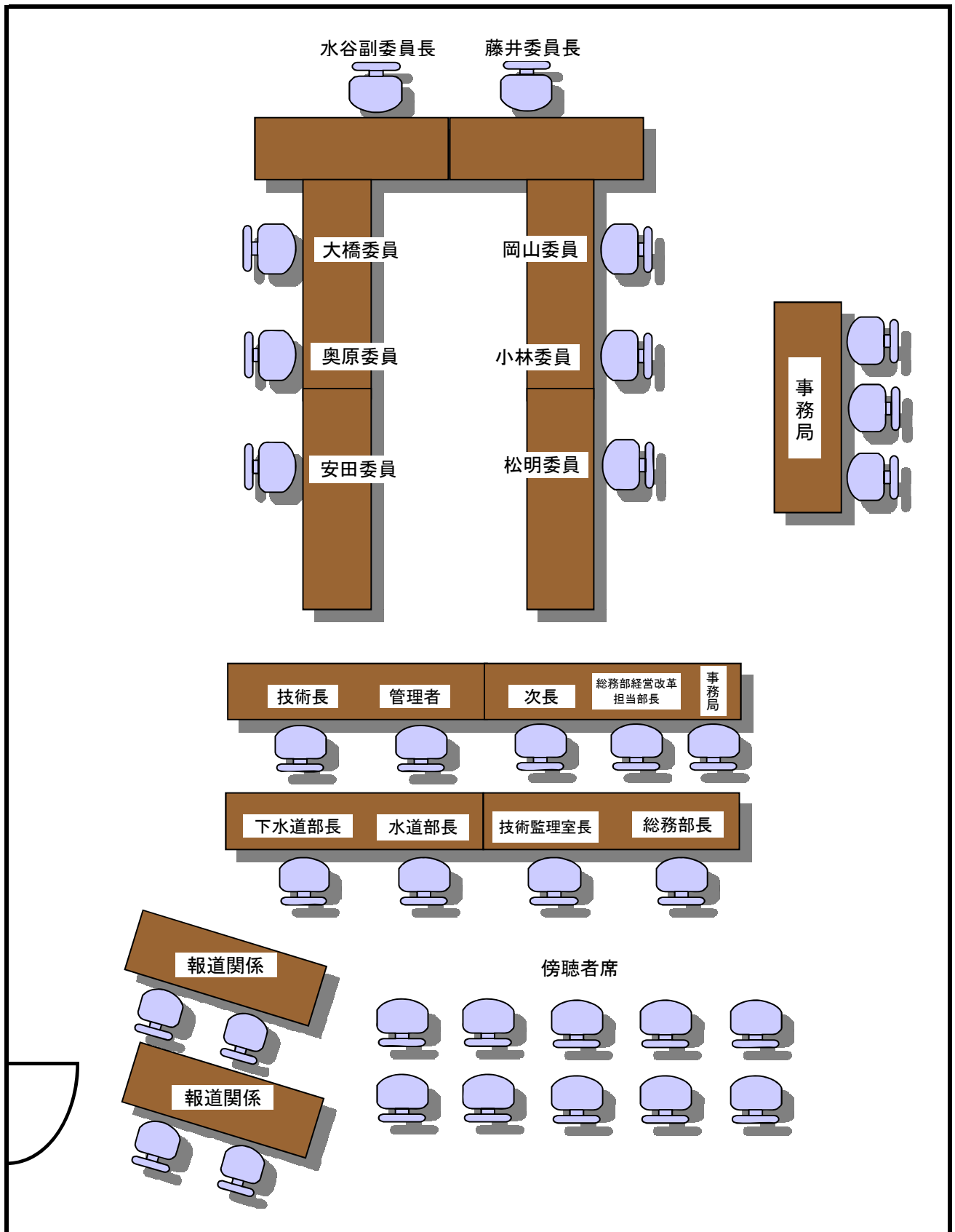
〃 水道部長 三田村 晃

〃 下水道部長 出口 勝徳

◇ 事務局

上下水道局総務部総務課

第7回 京都市上下水道料金制度審議委員会 配席図



京都市上下水道料金制度審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道料金制度審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から実施する。

第 6 回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

日 時 平成 2 4 年 8 月 2 7 日（月） 午後 2 時～午後 4 時 1 5 分

場 所 京都 J A 会館 5 0 5 会議室（京都市南区）

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

大橋 仔志栄（京都市民生児童委員連盟理事）

岡山 佳代子（上下水道サポーター）

奥原 恒興（京都商工会議所専務理事）

小林 由香（税理士）

◎ 藤井 秀樹（京都大学教授（大学院経済学研究科））

松明 淳（社団法人日本水道協会調査部長）

○ 水谷 文俊（神戸大学教授（大学院経営学研究科））

安田 桂子（京都市地域女性連合会常任委員）

◎ 委員長，○ 副委員長

2 京都市

公営企業管理者上下水道局長，次長，技術長，総務部長，総務部経営改革担当部長，
技術監理室長，水道部長，下水道部長

事務局（総務部総務課）

次 第

1 開 会

（1）委員長あいさつ

（2）会議の公開等について

2 審 議

上下水道料金制度について

3 次回の予定

4 閉 会

内 容

1 開 会

(1) 委員長あいさつ

委 員 長： 前回の委員会では、料金表の基本要素となる4つの検討項目について審議を行った。今回は、残る4つ、地下水利用専用水道、料金の支払方法、加入金、資産維持費に関する審議を進めるとともに、8つの項目全体を改めて見渡したうえでのご意見も頂きたいと思う。

(2) 会議の公開等について

委 員 長： 本日の会議は公開とする。

委 員 長： 前回の議事録が資料2として席上配付されているので、それに基づいて前回の審議内容を振り返る。

第5回委員会の審議では、4つの検討項目について、大まかな方向性を出すことができたと考えている。

「基本料金」については従来、固定費の配分を少なくする、基本水量を付与するなど、色々な調整が加えられてきたが、社会状況や水道水の利用実態が大きく変化する中で、このような調整を少し緩める方向で、制度整備を考える。つまり、今よりも基本料金を厚くする、料金全体に占める基本料金の割合を大きくすることが妥当である。

「通増度」については、基本料金に比べて割合が小さくなる従量料金の中で、他都市平均との比較も勘案しながら、水道の通増度を緩めていくことが望ましい。

「基本水量」に関しては、近年の水道水の使われ方を勘案し、中長期的には廃止を視野に入れつつ、現実的な対応として一定の引下げを行うことが妥当である。

「水量区画」については、これも近年の水道水の使われ方などを踏まえ、利用者に親切で、社会的資源の配分の観点から望ましいものとして、小水量でのより細かい分割、大水量での統合を図ることが望ましい。

以上のようなことであったと思う。

2 審 議

上下水道料金制度について

委 員 長： 本日は、検討項目の残り4つ、「地下水利用専用水道」、「料金の支払方法」、「加入金」、「資産維持費」について検討することを予定している。

また、併せて、前回分も含めた8つの検討項目について、改めて、全体を見渡したうえでの御意見も頂きながら、予定では最終回となる次回の委員会で検討する「意見書（案）」に盛り込んでいく内容の整理などを進めていきたい。

それでは、資料について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 資料の説明（資料3 上下水道料金制度の資料（PowerPoint 資料））

委 員 長： ただいま事務局から、本日の審議の対象である4項目についての資料の説明が

あった。この4項目は、順番に一つ一つを、個別に採り上げて検討するのではなく、1つの項目を検討する中で、関係する別の項目についても考える、という形で進めていく。また、前回の4項目も含めて、全体としての料金体系の視点からも御意見を頂きたい。

それでは、資料に関する質疑も含めて、御意見を願います。

委員： 地下水利用専用水道については、日本水道協会としても非常に大きな問題と認識している。資料3の市民意見募集結果において、半数近くの方が「今のままでよい」という御意見であるが、「そうではない」と声を大にして言いたい。

地下水問題が水道事業に与える影響は色々ある。一つは、混合給水の場合の停滞水の発生が挙げられる。また、地下水そのものに問題が生じたり、揚水機器メンテナンスなどで、急激にバックアップ用の水道水を使うと、配水管の圧力の急激な変化による赤水の発生が懸念され、実際に苦労したという事例も聞いている。このほか、地下水利用を原因とする地盤沈下の問題もある。

さらに、地下水利用専用水道の利用で水道水の使用が減り、その減収分が一般利用者に負担のしわ寄せとなって現れるという、公平性の問題も挙げられる。

最近の全国調査では、病院での地下水利用専用水道の利用が一番増えており、直近のデータでは地下水利用専用水道に転換した件数の33.3パーセントが病院という結果である。これは、災害時に備えて病院が水道の2系統化を進めているものと推測されるが、その要因として、膜処理浄水技術の向上によるイニシャルコスト、ランニングコストの低下と、これまで議論してきた逡増度なども影響していると考えられる。

この問題は、毎年秋に開催している日本水道協会の全国総会で、平成15年から引き続き、会員提出問題で出されており、全国の水道事業体の大きな関心事として、国に要望を行っている。また、大都市水道事業体における会議においても、毎年議論されている。

委員： 水道法では水道事業者に供給義務があるが、使用者には使用義務がない。企業側の視点は、現行の料金体系・料金制度の下で、どうすれば経営コストが削減できるかに尽きるのである。地下水利用専用水道の設置に際して初期投資の費用はかかるが、費用が回収できるのであれば切り替えていくという、企業の経営努力の一つの取組である。企業が経費節減に取り組むのは当然のことであり、そのこと自体は何も責められるものではないと思う。水道事業者からすれば大きな減収となるのは事実だが、立場を変えればそういうことも言えるのではないかという気がしている。

この問題にどう対処するかは難しいところであるが、これまでの議論において方向性が示されたように、料金全体に占める基本料金の割合を大きくしたり、逡増度を緩めたりという料金体系・料金制度の見直しの中で、こういった問題も織り込んだ形で、対応できたらよいのではないかと思う。少なくともペナルティ的要素の位置付けは好ましくないと思う。

委員長： 委員から、地下水問題についての日本水道協会の基本的な考えや近年の関連ト

ピックスについて情報提供をいただいた。とりわけ、減収の問題だけではなく、停滞水や、急激な水道水の使用が施設設備に与える影響など、テクニカルな面についての御指摘もあった。日本水道協会では毎年議論されている中で、何か対応策などがあれば紹介してほしい。

委員： 日本水道協会、全国の水道事業者が地下水についてどう考えているかという点、地下水は「公共財」ということである。今の法律では、鉱物以外は土地の所有者の所有物ということになる。それを踏まえ、法律の改正も含めて地下水は「公共財」とであると明確に位置付けることを国に要望すると同時に、逓増制の問題にも対応していく必要があると考えている。

また、最近、外国資本、特に中国資本による地下水を目的とした国内の土地買い占めが報じられている。その実態はまだ正確に把握できていないが、北海道や長野県では協議会が設置されるほどの問題となっており、国内の水道事業者の水源地が脅かされる懸念もあり、これについても国に要望を行っている。

委員長： 個別の自治体では対応に限界があり、国レベルでの制度対応が必要だという趣旨での、委員からの重要な御指摘だったと思う。

また、先ほど、委員からは、地下水利用専用水道設置者の立場も踏まえた御意見、御提案があった。何らかの対応が必要だが、事業者の経営努力の方策に対して取締的な対応は望ましくない、料金制度・料金体系の中で処理していくべきとの御意見であったと思う。

委員： 地下水利用専用水道については、今回の審議の中で特に重要だと認識している。先ほど御意見のあった、日本水道協会の考え方、企業側の考え方は、神戸市でも議論があった。中長期的に国への要望など、対応していくことも重要であるが、当面の問題として、資料3のスライド4にあるとおり、毎年、地下水利用専用水道の利用者が増加していることが挙げられる。金額換算では毎年約9億円の減収となっており、こういった状況を京都市がこのまま放置していると、経営が立ち行かなくなるほど、その影響は大きいと懸念している。委員からの御意見のとおり、事業者側が現行制度の中で経営努力を行い、コストを下げていくという事実の一方で、水道事業者も同様に経営努力を行わなければならない。その前提の下で、基本料金と従量料金のうち、基本料金で固定費を全て賄うような変更は、利用者の支払う金額が大きく変わってしまい、現実的に不可能だと思う。

基本料金と従量料金を大きく変えない範囲で、地下水利用専用水道設置者にも納得のいく体系を作らなければならない。その方法の一つは、逓増制ではなく使うほど安くする、一定量を超えた場合に大幅なディスカウントを行う、例えば岡山市のようにインセンティブを与えて水道の利用量を増やすような手法で、水道を利用する側がメリットを感じるようにすることである。

もう一つは、神戸市のように、水道を使わない時でも一定額を負担してもらうような負担金制度の導入である。水道を使わないと言っても、その施設の維持管理費用は、市民や地下水利用専用水道を設置していない事業者が負担しており、全く使わないのであれば、スライド4にある289万m³の水量に対する施設が不

要となるが、万が一のため確保しておきたいということなので、その分の費用は地下水利用専用水道の設置者に負担してもらうのが現実的な策ではある。ただし、その設置者は経営努力のために投資を行っており、いきなり負担を求めることは難しいと思うので、投資の回収期間や、これから地下水利用専用水道の設置を検討している事業者のことなども考慮して、例えば5年などの経過措置期間を設けて実施することが一つの方法だと思う。

委員長： 委員から地下水問題の再整理をいただくとともに、かなり具体的な御提案を頂戴した。

委員： 地下水利用専用水道の利用者が本来負担すべき上水道施設の初期投資費用や維持管理費用が、他の一般市民や一般の事業者の負担となってしまうている。地下水利用専用水道の利用者に対しては、これらの費用のうち水道料金で回収できない部分について一定の基準を設けて、従来の基本料金とは切り分けて、個別に契約していく必要があると思う。ただし、これまで地下水利用専用水道を利用してきた事業者と、これから導入しようとしている事業者など、利用年数の異なる者に同一の負担を求めることは理解を得られにくいと思われるため、配慮していく必要がある。

委員： 現状、地下水利用専用水道の利用者が本来負担すべき固定費の一部が負担されておらず不公平感があり、負担金を課してはどうかという流れは十分理解できる。しかし、それを事業者にどのように説明し理解を求めていくか、難しい課題と感じる。

委員： 回収できない固定費を何らかの形で埋めていく必要があるということであるが、従来から地下水利用専用水道を利用してきた事業者と、これから導入しようとしている事業者とで、差を設けず同様に負担を求めることは、理解が得られないように思う。

委員： 既に指摘があったとおり、地下水利用専用水道の利用者に負担を求める場合、その利用状況に応じてどのように負担を求めていくかが課題であると感じた。

京都市： 京都のまちには良質な地下水が豊富にあり、京都の企業は経営努力でその地下水をたくさん使うことができる。しかし、京都の水道事業を支えていくためにも、このまちで事業をされている方々には、「京都のまちで事業をしている方々の協力により、京都市民のライフラインを支えていく」という共通意識を持ってもらうことが重要だと考えている。先ほど委員から提案のあったような方策の前の段階で、我々がもっと努力して、そういった共通意識を持ってもらうよう企業側にも協力を求めていき、その中で、次に何をしていくかという議論ができればよいと思う。そういう心構えで、進めていきたい。

委員： 先ほど委員から「地下水は公共財」という趣旨で国への要望を行っているという説明があった。京都は歴史的にも、豆腐や伏見の酒など、良質な地下水を活用して産業が成り立ってきた経緯がある。また、明治時代にいち早く琵琶湖疏水を構築し、水不足に困ることがなかった。一方で、隣接する乙訓地域では地下水を汲み上げ過ぎて地盤沈下が問題になるなど、地域で事情が異なり、全国一

律に論じることは難しいのではないかと感じている。

そういった意味において、全国の自治体で、条例という形で地下水を「公共財」と位置付けた事例はないか。また、京都では検討されたことがあるか。

京 都 市： 他都市において条例で地下水を「公共財」と定めた事例は聞いたことがなく、また、京都市でそのような検討を行ったという経過はない。法律を超えて条例で規制することはできないのではないか。神戸市での議論においては、地下水は「公共財」というところまで議論が及んだのか。

委 員： 現状では地下水は誰でも採れる状態であり、神戸市ではそういった状況を踏まえた議論を行った。普段は水道を全く使用せず、万が一の時だけ使用するのでは、料金負担に不公平が生じるということが議論のスタートになった。ペナルティ的な料金体系ではなく、施設の維持管理に必要な費用のうち相応の部分を負担してもらうという議論の中で、経過措置期間を設けたうえで、新規設置者で大口径の利用者に限定して適用することとなった。従来の地下水利用者を水道にシフトさせるというよりは、今後、地下水利用に移行の可能性がある層に対処する意味合いが大きく、市民、事業者への説明を経て、市議会で承認されたと聞いている。

委 員： 先ほどの委員の御質問について、「地下水は公共財」ということは国内の法律では明記されておらず、また、条例で定めている自治体もないと思われる。

このような中、「水循環基本法」というものが議員立法として提出される予定で、そこでも、「地下水は公共財」ということを打ち出していると聞いている。

委 員： 大口利用者ということで、大きな工場やホテル、病院などを想定しているが、同じ業態でも規模の大小があるため、どこで線引きするのかということも検討していく必要がある。また、小口であっても下水道使用料は徴収していくという視点も必要だと思う。

委 員： 必ず条例で整備する必要はないと思うが、「地下水は大切であり、大事に使っていく」という認識が、水道利用の促進にもつながっていくと思う。京都では井戸をお持ちの御家庭に災害時の登録をする制度があったと思うが、直ちに「公共財」とまではいなくても、こういった取組も重要だと考える。

委 員 長： 他の項目の審議もあるので、ここまでの議論をいったん整理してみたい。

ポイントとして、事務局が説明したとおりの状況が今日あり、これを放置すると、京都市の水道事業経営が立ち行かなくなるという問題がある。したがって、何らかの対応を講じる必要があるという点では、概ね各委員の意見が集約されると思う。対応に当たって考慮すべき点としては、現行の料金体系・料金制度に大きな変更をもたらすような制度整備、制度改革は、多くの利用者から理解が得られず、現実的ではないということである。さらに、新たな負担を求める場合においても、利用者の理解が得られるものでなければならない。社会制度や仕組みを考える場合、規制として上から力尽くで抑え込む方法では、アンダーグラウンドに色々な問題が隠れてしまい、成功しない。各経済主体のインセンティブに依拠し、創意工夫を伸ばしつつ、あるべき方向に経済主体の行動を誘導していくことが上手な制度設計であり、今回の見直しにおいてもそうした方向を目指すべきである。

こういった観点から具体的な提案がいくつかあった。まず、回収できていない年間約9億円の固定費に関して、基本料金や基本水量を調整するなど、基本料金的な部分で回収していくということである。神戸市の負担金制度も、ある意味では、そういった対策のバリエーションの一つと考えられる。

2つ目は、従量料金的な部分で、何か対策が考えられないかということで、委員からは、逡減制の提案があった。つまり、一定量を超えると、単価が安くなることで、地下水から水道水に切り替えた方がよいという経済計算が働く可能性がある。これは、北九州市の個別需給給水契約のような制度になっていくのかもしれない。

委員： クレジット払の導入であるが、資料3のスライド17のメリット・デメリットの表とスライド18のコストを見て、思いのほか、京都市の負担が大きいと感じた。平等化を図るために、口座振替割引制度を仮に1箇月50円で実施した場合に、スライド18では約2億2,000万円の収入減になるという試算結果が出ており、正直なところ驚いている。

スライド17で、京都市のメリットとして「未納の減少」とあるが、移行者の大半が銀行口座振替の利用者とするともメリットは余りないと思われ、さらに、スライド12の市民意見募集の結果では、「今のままでよい」という意見が多かった。確かに利用者サービスになることには違いないが、求めている人が少ないので、これだけの負担をする割には効果が大きくないと考えられ、個人的には現時点での導入はどうかという感想を持った。

委員： 京都市の負担がどうかということを別にして、利用者の立場で申し上げれば、電気代、ガス代、携帯電話代などがクレジットで払える状況の中で、なぜ、水道料金だけはクレジット払できないのかと思っている方も多いのではないかと。また、制度がないので、クレジット払を意識していない人や、市民意見募集でも、特に声に出していない人、このような人が少なくないのではないかとと思う。

私自身、公共料金は一部クレジット払にしているので、なぜ水道料金だけという思いはあった。手数料がかかるということであるが、例えば、電気料金もクレジット払ができるが、口座振替だったら割引されるという制度があるので、口座振替を選んでいく。つまり、色々な料金をクレジットで払っている方は多いと考えられるので、支払方法については幅広く選択肢を提供することが重要ではないかと思う。ただし、例えばクレジット払にしたら手数料代が若干かかるという形で提供し、手数料がかかることも踏まえて、どちらがよいかというのは、利用者がメリット・デメリットで考えたらよいと思う。

委員： クレジット会社が自社の顧客を獲得するために営業努力を強めていくと、資料3のスライド18で試算している移行率より増える懸念がある。そうなれば、クレジット払を導入したときに、そこで試算されている減収額のほか、その他の経費も増加する可能性がある。

こういうことを考えれば、これまでどおり銀行口座振替に切り替えていただくような方向にもっていかれた方がよいのではないかなと感じた。

委員： 私自身が一番安心できるので銀行口座振替を利用しているが、娘などがクレジット払を利用しているのを見ると、若い人は安心感よりもメリットを求めているのかなという気もする。

選択するのは個人の自由であり、銀行口座振替に切り替えてほしいということ強制はできないと思うが、京都市のデメリットが大きいのであれば、仮にクレジット払の制度が導入された場合でも、個人的にはできるだけ協力して銀行口座振替を継続しようかなと思う。

委員： クレジット払にはポイントが付くので、利用者の立場から見れば、低金利の中、確かにメリットは大きいと思う。しかし、例えば病院などは競争があるので、クレジット払をどんどん導入してきているが、水道事業の場合は地域独占であり、そこまでなくても利用者が減るということはない。当初は、クレジット払を導入すると未納が減少して回収コストがもっと下がり、資金繰りが改善すると思っていた。機会を広げるのはよいのだが、メリットが余り見込めない場合に、積極的に増やすのは少しどうかという思いがした。

委員長： 病院では治療費を払わない患者も見られ、大きなところでは億単位で未納が発生しているとも聞いている。

委員： クレジット払を認めると、先ほどからの議論にあるとおり、ポイントを重視して考えるのが普通だと思うので、上下水道局の負担を考えると、やはりクレジットはなるべく避けた方がよいのではないかなと思う。

委員： 電気やガスの料金ではクレジット払が導入されているという議論が起こるのであれば、例えば銀行口座振替で50円を割り引くということをせずに、逆にクレジット払を利用する場合は、手数料を考慮して少し高くなるということならよいかなと思う。

委員： 確かに口座振替割引自体にこんなにお金がかかるとは思っていなかった。銀行口座振替の割引をするのではなく、クレジット払の場合に若干の手数料を負担していただくという形でも選択肢を提示していくことは必要だと思う。そのあとは、もう利用者それぞれの事情や考えによって選んでいったらよいと思う。銀行口座振替の方がお得感があるのであれば継続される方もいるだろうし、うちはクレジットで家計の管理をしていきたいという御家庭は、クレジット払に移行するだろうが、実際にはクレジット払にする人はそんなに増えないかもしれない。

委員： 事業者にとってみれば、未納をいかに減少させるかということは極めて重要な課題であると思っている。水道料金の回収に要する経費は、数字的には分からないが、多分大変ご苦労をされている中で未納を減少させる方向に働くのであれば、ぜひ行ったらどうかと思う。また、利用者からすれば、多様な選択肢があり、どれを使うかは実際に利用する側で選べる方がよいのではないかなと思う。

以上の理由で、基本的にはクレジット払を導入してみてもどうかという気がある。

委員長： 本日の議論もそういう傾向だったかと思うが、資料3のスライド14にもあるように、世代間で随分クレジット払に対する見解が異なるようである。そういっ

た中で意見をまとめれば、メニューは多い方がよいが、そのメニューにコストがかかるのであれば、そのコストは、料金あるいはプラスアルファのところなど、何らかの形で不公平が生じないように適正に負担される仕組みを作っておく必要がある、ということだったかと思う。

銀行口座振替について５０円割引くというのは、あくまでもクレジット払を導入した時のセットの対策だと思う。クレジット払を導入すると、それを利用される方にはメリットがあるが、既存の銀行口座振替をされる方には全く良いことがないということになる。クレジット払の導入と併せて、口座振替から変更しない方への配慮として、例えば５０円割引を導入することが必要になるという御議論だったと思う。

事務局としては、クレジット払を導入する場合に、不公平になるという判断から、５０円ぐらいの口座振替割引を検討しているということによいか。

事務局： クレジット払を導入する場合には、併せて口座振替割引を実施することが考えられるという一例として示している。

委員： 加入金についてであるが、これは水道法第１４条第１項で徴収が認められており、平成２２年度末のデータでは、全国の８０パーセントを超える水道事業体が加入金制度を設けている。水道事業経営の安定化に寄与するものであり、京都市においても、制度を継続することが適当ではないかと考える。

委員： 廃止する必要はないが、加入金は、今後減少していくと思われるので、経営の安定化を考えた場合に若干の懸念はある。加入金の徴収額を増やすのか、資産維持費の部分で対処するのかなど、検討の必要はある。

委員： 新築需要が旺盛な都市では加入金の増加が見込めるが、都市が成熟してくると、既存の資産を維持していく方向に移行する。そういった意味で資産維持費との兼ね合いになると思うが、洛西の漏水事故、配水管更新の必要性なども併せて考えれば、加入金制度は継続した方がよいと考える。

委員長： 今、委員お二人から指摘のあったとおり、加入金は資産維持費と同じ性格のものである。資産維持費と併せて議論するべきものと考えてる。

委員： 加入金、資産維持費ともに必要だと考える。

委員長： 日本水道協会の方で、資産維持費について何かガイドラインのようなものがあれば、御紹介願いたい。

委員： 施設の更新に係る財源としては、減価償却費と資産維持費があり、これを水道料金で回収することとなる。減価償却費には、投資の元本を使用期間にわたって費用化するという機能があり、例えば１００万円の自動車を５年間使用したとすれば、毎年２０万円の費用ということになる。つまり、施設の名目上の元本を回収するということを意味している。しかし、１００万円の自動車を５年後に同額で購入しようとしても、実際には購入できないということが起こってくる。その理由には、物価の上昇や、水道事業に当てはめた場合には工事の施工環境などが挙げられる。例えば、前回施工時には近隣が更地で施工が容易であったものが、今回施工時には多くの建物が建っているといった、周りの状況変化のことである。

さらに、耐震化に対応したものに作り変えるといった施設機能のレベルアップということも要因に挙げられる。これらに対応するための費用が資産維持費と呼ばれるものである。

それぞれの事業体の実態に当てはめていくと違いがあると思われるが、日本水道協会では水道料金算定要領の中で、資産維持率について、最近の情勢や様々なシミュレーションの結果、償却資産の3パーセントを標準の資産維持率として示している。

委員長： 資産維持と言うが、別の言い方をすると、経営維持という性質を持つ。電力やガスでは公正報酬と言っている。事業に使う100万円の資本が5年後、10年後に同じ100万円のままでは、資本の実質額が目減りしていることになる。したがって、経営が維持できない。必要最低限の利率で金額を維持することで、資本の実質額が維持され、経営が維持されることになる。

委員： 今後、耐震化が必要であったり、既存の建物を使用しながら工事をしていくといったことが出てくるので、資産維持費は可能であれば算入した方がよい。しかし、資産維持率を何パーセントにするかということについては、最善の経営努力を行ったうえで決めていく必要がある。京都市の場合、現状、資産維持費を算入していないので、機械的にやってしまうと、新たな追加の費用が発生することになり、市民の理解が得られにくいと思われる。これが適切な資産維持率だということを市民に示して理解を得るためには、数値の精査が必要である。

委員： 参考までに紹介すると、全国的には、中小規模の水道事業体で資産維持費を原価に算入しているところが多い。逆に、大規模の水道事業体では、資産維持費を算入していないところが多いというのが一般的な傾向であったが、最近では、算入が必要と考える事業体が増えてきており、さいたま市、新潟市、浜松市、広島市の4都市が算入を視野に検討を始めたと聞いている。

委員長： 加入金と資産維持費についてまとめると、加入金については、利用者間の負担の公平性を図る観点から、一定の役割を果たしており、特に見直しは不要ということで意見の一致を見た。

資産維持費については、教科書的に理論上必要とされているものの、各水道事業体の実情によって、算入している事業体としていない事業体があり、京都市はこれまでは算入してこなかった。しかしながら、今後、水道事業について、長期にわたって安全、安心、安定を確保しながら事業運営を図っていくという観点からすると、算入していく方向で検討する必要がある。ただし、資産維持率については、京都市の実情を十分に勘案して、市民の理解が十分得られる水準にしていける必要がある、ということであったかと思う。

以上で、本日の審議項目である4項目についても、大まかな方向性が見えてきたと思う。

最後に本日の議論を簡単に整理すると、地下水利用専用水道については、現状、大きな問題が発生しているので、何らかの対応が必要である。しかし、料金体系・料金制度の大きな変更や利用者の理解が得られない変更は避けるべきである。こ

ういったことを考慮すると、基本料金を少し厚くしたり、基本水量を付与する形で、回収できていない固定費部分の一部を回収していくというようなことが考えられる。また、従量料金的なところで何か対応するとすれば、使用量の大きくなるところで逡減制を導入し、大口利用者の水道利用を誘導していくことが考えられる。いずれもメリット、デメリットがあるため、その効果を十分に検討したうえで導入を検討していくことが適当、という議論であった。

クレジット払については、意見が分かれたが、大きくまとめれば、利用者が選ぶものであり、その観点からはメニューが多い方がよいが、そのメニューにコストがかかるのであれば、そのコストは、何らかの形で不公平が生じないよう適正に負担される仕組みを作る必要がある、という議論であった。

加入金については、利用者間の負担の公平性を図る観点から、一定の役割を果たしており、見直しは不要だが、今後の増加が見込めないことから、資産維持費の導入を考える時期にきている、という議論であった。

資産維持費については、日本水道協会の標準的な資産維持率が3パーセントということになっているが、算入する場合は、京都市の実情を十分に勘案して、市民の理解が十分得られる水準にしていく必要がある、という議論であった。

以上で、本日の4項目の審議をいただいた。部分的に前回の4項目も振り返りながら、バランスよく議論ができたと思う。これで当委員会が審議の対象としていた8項目全ての検討が一通り終わったことになる。

3 次回の予定

委員長： 次回の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 次回については、11月頃を予定している。改めて日程を調整させていただくので、よろしくお願いします。

委員長： 次回の第7回委員会は最終回の予定である。本日までに頂いた御意見を整理して、次回の委員会までに、私の方で副委員長とも相談しながら、また、委員の皆様にも個別に御意見を伺いながら、上下水道局に提出する「意見書」の原案的なものを作成していきたい。

次回の委員会では、それを基に審議し、委員会としての意見を取りまとめた「意見書」の調製を進めていきたいと考えている。

4 閉 会

京都市上下水道料金制度の 在り方等についての意見書 (案)

京都市上下水道料金制度審議委員会

平成24年〇〇月

目 次

はじめに	1
1 京都市上下水道料金制度の現状及び課題	
（１）現状	2
（２）課題	3
2 市民意見の募集	
（１）市民意見募集の実施	4
（２）市民意見募集の結果概要	5
3 上下水道料金制度の在り方	
（１）基本的な考え方	6
（２）見直しの方向性	6
4 上下水道事業に関わる課題	
（１）災害対策	8
（２）老朽管の取替え等	8
（３）経営基盤強化	9
（４）〇〇〇〇	9
：	
おわりに	9

- ・ 資料
- ・ 京都市上下水道料金制度審議委員会 委員名簿
- ・ 京都市上下水道料金制度審議委員会 審議経過
- ・ 京都市上下水道料金制度審議委員会設置要綱

はじめに

京都市は今年、水道創設１００周年を迎え、また、下水道の事業開始から８０年以上の歴史を有し、共に普及率が９９％を超える水準に達している。かつての整備拡張から維持管理へと時代が移る中、現在の上下水道の事業運営においては、平成１９年に策定した期間１０年の経営戦略の柱である「京(みやこ)の水ビジョン」の下、水道水の供給、下水の処理・雨水の排除といった上下水道サービスの提供を、概ね着実に遂行してきた。

その一方、個々の利用者が密接に関わる上下水道の料金制度については、昭和５６年に基本水量を８ｍ^３から１０ｍ^３に引き上げて以降、料金改定を除き、大きな見直しが行われていない。しかし、現在まで約３０年の間に、上下水道事業を取り巻く状況には、大きな変化が生じているところである。

近年の水需要は、景気の停滞や節水型社会の進展によって減少傾向が続いている。また、有収水量等が減少する一方で利用者数は増加し、１利用者当たりの使用水量が減少するなど、水需要の構造も変化している。

京都市は、このような水需要の減少や構造変化に対応した上下水道料金制度の整備・改善を、「京(みやこ)の水ビジョン」後期５箇年の実施計画の重要課題に位置付け、今日の社会状況を踏まえた在り方の検討を進めており、その中で、利用者及び専門家から幅広い意見を聴くことを目的に、平成２３年９月、本委員会を設置した。

本委員会では、平成２３年１１月から１年にわたる計７回の会議の開催と、その間の市民意見募集の実施により、京都市の上下水道料金制度（料金体系及び料金収納サービス等）が有する課題の洗い出しを行うとともに、その対応策等についての審議を行ってきた。この度、委員会としての意見を取りまとめたので、ここに提言する。

なお、上下水道料金制度のうち料金改定に関わる料金水準については、京都市が今後の財政収支の見通しなどを基に判断するものとして、本委員会に対して意見を求めているため、特には触れていない。

平成２４年〇〇月〇〇日

京都市上下水道料金制度審議委員会
委員長 藤 井 秀 樹

1 京都市上下水道料金制度の現状及び課題

(1) 現状

ア 水需要

(ア) 水需要の減少

水道の有収水量は平成2年度、下水道の有収汚水量は平成9年度をピークとして、減少傾向が続いている。【資料1 水量の推移】

(イ) 水需要の構造変化

節水機器の普及や世帯人員の減少から基本水量以下の利用者が増加するとともに、事業所等における水使用の節減や地下水利用の拡大等により大口使用者の水道使用量も減少している。【資料2 1利用者当たり使用水量の推移】

イ 料金体系

(ア) 水道

基本料金は口径別、従量料金は口径に関わらず単一の料金体系で、基本水量 10 m^3 (1 箇月) が全ての口径に付与されている。用途別料金については実施していない。基本水量を超える 11 m^3 以上での水量区画の数は7である。通増度^{*}は3.9で、他の大都市と比べて少し高い。【資料3 料金表】【資料4～8 料金表の他都市比較】

＊ 料金表の最高単価が最低単価 (10 m^3 使用時) の何倍かを示すもの。

(イ) 下水道

基本使用料は均一で、基本水量 10 m^3 (1 箇月) が付与されている。基本水量を超える 11 m^3 以上での水量区画の数は5である。通増度は3.1で、他の大都市と比べて特に低い。【資料3 料金表】【資料4～8 料金表の他都市比較】

ウ 料金収納サービス

上下水道料金の支払方法は、2箇月ごとの、銀行の口座振替又はコンビニエンスストア、銀行若しくは営業所の窓口払である。

エ その他

(ア) 地下水利用専用水道

市内に44件の地下水利用専用水道が導入されており、これらによる年間の水道料金減収額は約8億8千万円と推計されている。【資料9 地下水利用専用水道の使用量等】

(イ) 加入金

新たに水道の給水装置を設置するなどの際に、口径別に金額を納入する制度を設けている。【資料10 加入金に関する状況】【資料11 加入金の他都市比較】

(ウ) 資産維持費^{*}

水道、下水道ともに料金に算入していない。

＊ 施設の改築更新等を行う場合、その財源には施設の減価償却費等で得られる資

金を充てているが、名目の資本額を維持したのでは実質の資本価値が維持できない。(例えば、40年前に100万円で整備した施設を、現在、100万円で更新することはできない。)そこで、料金・使用料の原価計算の際に、施設の改築更新や機能向上のための財源となる「資産維持費」を算入して、より十分な資金を得ることが適当とされている。

(2) 課題

上下水道事業に関する説明を京都市から聴取し、本委員会において、上下水道料金制度の課題について洗い出しを行い、次のとおり整理した。

ア 基本水量

水道では、1箇月当たりの基本水量として10 m³が付与されているが、節水機器の普及や世帯人員の減少により、一般家庭の水道利用者では、基本水量以下しか使用されない方が約37%と3分の1を超えている。使用しない水量分も含めて基本料金を支払う形となっている利用者の割合が多く、過去十数年の間に漸増している。(下水道も同じ状況にある。)**【資料12 基本水量以下の利用者の推移】**

イ 水量区画

水道では、水量区画別の水需要の動向では、20 m³以下の小水量の部分で利用者・水量の割合が増加し、他方、大水量の部分の割合が減少している。水量区画の数やそれぞれの範囲が、このような水需要の構造変化に対応していないと思われる。(下水道も同じ状況にある。)**【資料13～16 使用水量別の利用者・水量の割合】**

ウ 基本料金・基本使用料

上下水道事業は典型的な装置産業であり、固定費の割合が極めて大きい、その全てを基本料金・基本使用料に配分した場合には、生活用水が極めて割高な、公共料金として非現実的な料金体系となってしまうため、実態は、固定費の多くを従量料金・従量使用料に割り振っている。しかし、水需要の減少傾向の下、今後も従量料金・従量使用料は減少を続けると見込まれることから、将来に向けて、必要な固定費の回収に支障が生じるものと懸念される。**【資料17 固定費・変動費と基本料金・従量料金】****【資料18 固定費の内訳】**

エ 逓増度

従量料金・従量使用料における最高単価と最低単価の格差が逓増度として表れるが、これは、使用水量の違いによる料金負担の差を示す一つの指標である。京都市の逓増度は、他の大都市と比べて水道が少し高く、下水道が特に低く設定されており、このような特徴について点検し、見直しの検討を行う必要があると思われる。**【資料7・8 料金表の他都市比較】**

オ 地下水利用専用水道

地下水利用専用水道を導入し、大口径の給水管を接続しながら少量の水道水

しか使わない利用者は、水道施設の整備と維持のために本来負担すべき額より大幅に少ない水道料金しか支払っていない。一種の安全弁として水道を用いる趣旨は理解できるが、水道事業にとっては、利用者間の料金負担の公平性の面で大きな問題である。このような、利用に見合う負担をしていない実態は、基本水量以下の利用者が使用しない水量分も含めた基本料金を負担している状況の対極的なものとなっている。【資料19 地下水利用専用水道の問題点】

カ 料金の支払方法

クレジット払制度の導入について多くの利用者から要望があるが、口座振替からの移行が見込まれ、上下水道事業者の手数料負担が増加するものと考えられる。このほか、支払方法によるコストの違いを利用者の負担に反映させてはどうかという意見がある。【資料20 料金の支払方法の状況・コスト比較】

キ 加入金

加入金は、新旧利用者間の負担の公平性を図る目的で導入されたものであり、施設の改築更新や機能向上のための財源となる。加入金制度は、他都市でも広く実施されているが、その意義、位置付け等について、点検を行っておくことが必要である。

ク 資産維持費

京都市では現在、料金の算定において資産維持費を制度として導入していないが、施設の改築更新や機能向上のための財源となるものであり、日本水道協会の「水道料金算定要領」などにも規定されている。上下水道事業の経営を原理原則で考えた場合、資産維持費を料金に算入しないと、資産の実質的な価値が目減りし、将来の事業運営に支障を来すこととなる。

2 市民意見の募集

(1) 市民意見募集の実施

これまで長い期間をかけて定着してきた上下水道料金制度の見直しは、全ての京都市民の負担や利便に影響を及ぼすこととなる。そこで、本委員会では、審議を進めるに当たっての参考とするため、市民意見募集を実施し、市民・企業・事業者から、広く上下水道料金制度に関する意見を得た。

ア 実施期間

平成24年4月16日（月）～5月18日（金）

イ 意見の数

1,200件（市民1,146件、企業・事業者43件、不明11件）

(2) 市民意見募集の結果概要

ア 水道の基本料金について

① 今のままでよい	72%
② 給水管の口径による金額の差を縮める方がよい	19%
③ 給水管の口径による金額の差を広げる方がよい	7%
④ その他	2%

イ 基本水量について

① 今のまま (20 m ³) でよい	68%
② 20 m ³ より少ない方がよい	15%
③ 廃止 (0 m ³) する方がよい	5%
④ 20 m ³ より多い方がよい	10%
⑤ その他	2%

ウ 従量料金・従量使用料の逦増制について

① 今のままでよい	55%
② 料金単価の差を小さくする方がよい	37%
③ 料金単価の差を大きくする方がよい	7%
④ その他	1%

エ 水量区画の数について

① 今のままでよい	70%
② 数を減らす方がよい	14%
③ 数を増やす方がよい	13%
④ その他	3%

オ 地下水利用専用水道への対策について

① 今のまま (何も行わない) でよい	47%
② その設置者に何らかの負担を求める方がよい	36%
③ その設置者に水道水の利用促進を図る方がよい	13%
④ その他	4%

カ 料金の支払に関するサービスについて

① 今のままでよい (銀行口座振替, 銀行やコンビニなどの窓口支払)	75%
② 料金が少し上がっても, 新たなサービスがある方がよい	25%
この内訳	
1) クレジットカードによる支払	(24%)
2) 料金引き落とし日の選択 (口座振替のみ)	(18%)
3) 毎月払 (口座振替のみ)	(19%)
4) 口座振替利用者に対する割引	(34%)
5) その他	(5%)

3 上下水道料金制度の在り方

(1) 基本的な考え方

上下水道料金制度については、生活用水事業としての公共性、利用者間の負担の公平性、利用者にとっての制度の分かりやすさ、持続可能な上下水道事業経営の確立などを考慮しながら、社会状況の変化等に対応した整備・改善を図っていく必要がある。

しかし他方、市民意見募集の結果では、地下水利用専用水道に関する項目以外の全ての項目で、「今のままでよい」とする回答が半数を超えている。このことから、現状の料金制度に関して市民から概ねの理解が得られており、大きな変更は望まれていないものと考えられる。

本委員会では、以上のような留意点を踏まえて総合的に判断し、京都市の上下水道に係る料金体系及び料金収納サービスの見直しの方向性について、意見を取りまとめた。

(2) 見直しの方向性

課題を有するそれぞれの項目について、以下に示す見直しを進めることが適当である。

ア 基本水量

小口径の給水管において、中長期的には廃止の方向を考えつつ、当面は、そこに至る通過点として、半分程度とするなど、一定の引下げを行うこと。

基本水量は、公衆衛生の向上の観点などから、一定水量までの料金を定額とし、生活上必要な水を安価に供給する仕組みとして運用されているが、理論的には存在理由を持つものではなく、専ら政策的な配慮を行うための制度的な手法として存続している。利用者のライフスタイルが変化し、ニーズが多様化する現在では、古い制度と言わざるを得ないものである。しかし、基本水量の廃止は基本料金の減収・従量料金の値上げの要因となり、また、市民意見募集では「廃止（0 m³）する方がよい」とする意見が5%に過ぎず、これらを考慮すると、一般家庭用などの小口径に関して直ちに廃止することは現実的ではない。

イ 水量区画

小水量区画においては分割、大水量区画においては統合を行うこと。

利用者が集中している小水量の水量区画を分割し、分割した水量区画ごとに逓増制に基づいて異なる単価を設定することにより、使用水量に応じた、きめ細かい料金の適用が行われる。これは、使用水量が多くなるほど単価の高い料金が適用される逓増制の機能を高め、社会的資源の配分の観点からも望ましいものとなる。一方、大水量の部分では利用者が少なく、細かく区画を区切っても、現実的な意味がほとんどない。

ウ 基本料金・基本使用料

基本料金・基本使用料への固定費の配分割合を増加させること。

上下水道事業について、水需要が減少していく中、安全、安心、安定を確保しながら長期的に維持していく方法は、適切な基本料金・基本使用料を設定することである。現状で多くの部分を従量料金・従量使用料に割り振られている固定費について、その一部を水量減少の影響を受けない基本料金に配分し直し、その確実な回収の仕組みを構築することが必要となっている。

エ 逓増度

他の大都市との比較も勘案し、現状と比べ、水道は引き下げ、下水道は引き上げること。

逓増制は、大量使用の抑制のほか、従量料金において、大口使用者への負担の上乗せ^{*}として機能し、その負担の程度が、逓増度として示されている。このため、基本料金の割合を高め、基本料金の中で大口使用者の負担が高まる場合は、従量料金における逓増度を引き下げる必要がある。水道については、給水管の口径別を用いて基本料金に格差を設けることが可能となるが、しかし、下水道では、そのような区別を行うことができず、基本使用料は均一とされており、水道・下水道によって従量料金の逓増度の取扱いに違いが生じる。

＊ この理由としては、上下水道事業の公共性から生活用水に配慮するほか、下水道に関して、需要の変動が大きい大量排出者に費用を傾斜的に配分することなどが挙げられる。

オ 地下水利用専用水道

大口径の給水管の基本料金・基本水量を引き上げ、新たな基本水量制を導入し、併せて、大水量区画における従量料金単価を引き下げること。

現行制度の枠組みを越えたところでは、負担金制度や個別需給給水契約制度などが考えられるが、これらについては、次に採るべき方策として更に検討を進めること。

現状で利用者間の料金負担の公平性に大きな問題が生じており、何らかの対策が必要であるが、現行の料金体系を大幅かつ急激に変更するような制度の改革は、既存の地下水利用専用水道の利用者から理解を得られず、現実的ではないと思われる。このため、現行制度の枠内で、使用水量に関わらず固定費を回収する仕組みとして、大口使用者の基本水量を調整することも含めて基本料金の部分で増額を図るとともに、水道利用の誘導に向けて、従量料金の部分で逓増度を見直すべきである。

カ 料金の支払方法

料金の支払方法のメニューにクレジット払を加えるとともに、口座振替割引制度など、支払方法のコスト負担に関して公平を図る仕組みについて検討すること。

クレジット払制度の導入は、料金支払に関して豊富なメニューが示され、選択の幅が広がることとなり、利用者にとって望ましいものである。しかし、そのメニューの作成・運用に新たなコストを要するのであれば、そのコストは、利用者の間に不公平が生じないように、何らかの形で、適正に負担されることが必要である。

キ 加入金

制度を継続するとともに、収入額が新たな加入者数に左右され、将来的には減収が見込まれることから、資産維持費と併せた検討を行うこと。

加入金は、水道法第14条第1項に定める「その他の供給条件」に法的根拠を持つものであり、現在も、利用者間の負担の公平性を図る観点から一定の役割を果たし、また、水道事業経営の安定に寄与している。

ク 資産維持費

資産維持費を制度として導入すること。算入する額については、京都市における施設の改築更新等の必要性を十分に勘案するとともに、資産維持率など算定式を明示し、市民の理解が得られる水準とすること。

上下水道事業において、規模の拡大から横ばい・縮小へ、施設の整備拡張から維持管理へと時代が変化する中で、長期にわたって安全、安心、安定を確保しながら運営を継続し、資産を維持していくためには、資産維持費は必要なものである。

4 上下水道事業に関わる課題

京都市の上下水道料金制度を審議する過程で言及した、事業に関わる課題については、以下のとおりである。

(1) 災害対策

昨年3月の東日本大震災では、被災地の水道・下水道施設が甚大な被害を受けたことから、改めて、地震等の災害対策の重要性が再認識されている。管路・施設の耐震化を一層促進するとともに、被害を受けても早期の機能回復を図れる、災害に強い上下水道の構築を進めることが必要である。

(2) 老朽管の取替え等

市民のライフラインとして重要な水道・下水道について、高度成長期に集中的

に建設した多くの管路や施設が順次耐用年数を迎えるなど、老朽化が進行している。昨年、洛西地区で度重なった配水管の破損事故等も教訓とし、老朽化した管路の取替え等を更に推進していくことが必要である。

(3) 経営基盤強化

水需要の減少傾向が続き、今後も厳しい財政収支が見込まれる。持続可能な事業運営を確保するため、一層効率的・効果的な事業運営を実施していくことが必要である。

(4) ○○○○

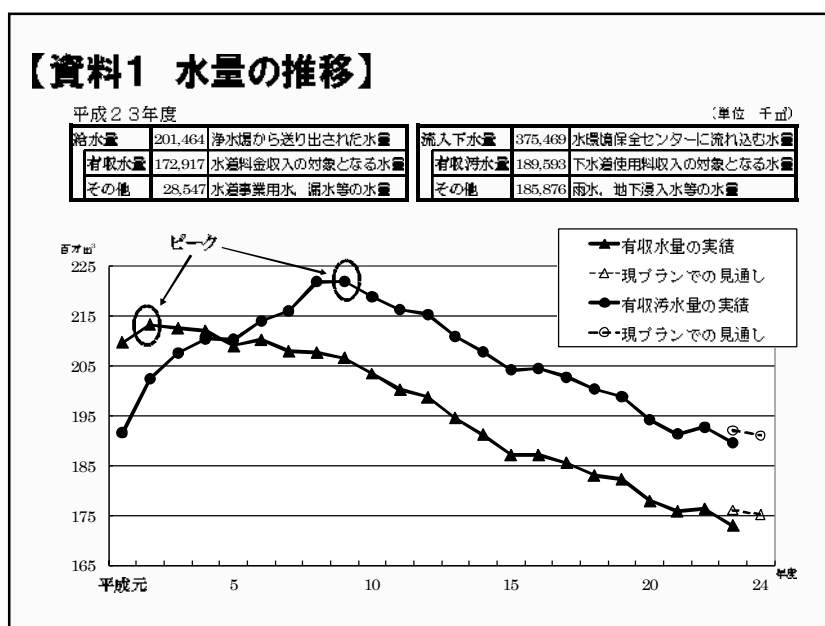
：

おわりに

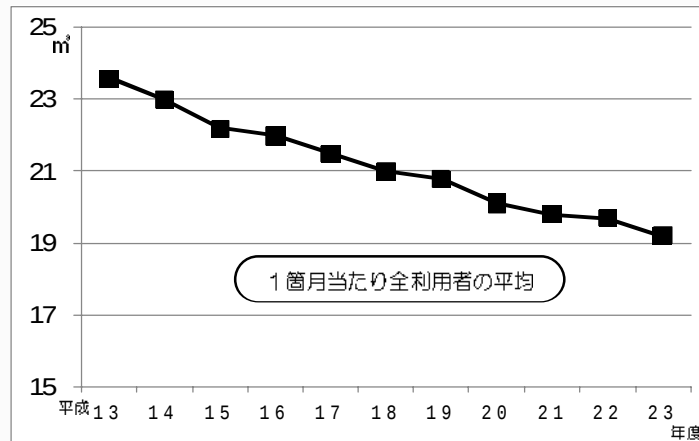
京都市の上下水道料金制度のうち、料金体系及び料金収納サービスに関して見直しの方向性を示すことができた。しかし、これらは現時点でベストと考える方向性であり、将来にわたって制度の妥当性を維持するものではない。京都市においては、今後も、社会状況の変化等を見極め、より適切な上下水道料金制度の実現に向けて、不断の努力を重ねられたい。

資料

【資料 1 水量の推移】	i
【資料 2 1 利用者当たり使用水量の推移】	ii
【資料 3 料金表】	ii
【資料 4 料金表の他都市比較】 水量区画の数（水道 1）	ii
【資料 5 料金表の他都市比較】 水量区画の数（水道 2）	iii
【資料 6 料金表の他都市比較】 水量区画の数（下水道）	iii
【資料 7 料金表の他都市比較】 逓増度（水道）	iii
【資料 8 料金表の他都市比較】 逓増度（下水道・上下水道）	iv
【資料 9 地下水利用専用水道の使用量等】	iv
【資料 10 加入金に関する状況】	iv
【資料 11 加入金の他都市比較】	v
【資料 12 基本水量以下の利用者の推移】	v
【資料 13 使用水量別の利用者・水量の割合】 利用者 <水道>	v
【資料 14 使用水量別の利用者・水量の割合】 利用者 <下水道>	vi
【資料 15 使用水量別の利用者・水量の割合】 水量 <水道>	vi
【資料 16 使用水量別の利用者・水量の割合】 水量 <下水道>	vi
【資料 17 固定費・変動費と基本料金・従量料金】	vii
【資料 18 固定費の内訳】	vii
【資料 19 地下水利用専用水道の問題点】	vii
【資料 20 料金の支払方法の状況・コスト比較】	viii



【資料2 1利用者当たり使用水量の推移】



【資料3 料金表】

京都市 上下水道料金表 (1か月分・税抜額)

		水 道	下 水 道
基本料金・ 基本使用料		給水管の口径	700円
		13mm	
		20mm	
		25mm	
		40mm	
		50mm	
		75mm～	
従量料金・ 従量使用料	水 量 区 画	1m³ ～10m³	(基本水量の範囲) 0円
		11m³ ～30m³	162円/m³
		31m³ ～100m³	189円/m³
		101m³ ～200m³	206円/m³
		201m³ ～500m³	223円/m³
		501m³ ～5,000m³	262円/m³
		5,001m³ ～10,000m³	301円/m³
		10,001m³～	339円/m³
			218円/m³
			218円/m³

【資料4 料金表の他都市比較】水量区画の数(水道1)

給水管口径13mm(又は家事用・一般用)の水道料金表

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本料金(円)	870	1,320	580	860	530	790	625	950	880	760	680	850
5m³	基本水量	基本水量	80	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	5	10	17
10m³		200	185	22	85	43	10			100	100	
20m³	162	230		128	139	158	154	97	145	160	122	155
30m³				163	185	226	212	124	155	203		243
40m³			205		194							
50m³	189	265		202	209	269	247	168	215		156	284
100m³			240	213	253	293	277	230		229	208	335
200m³	206		275	298	278		302	293				
300m³	223	330			329			342			288	
500m³				372	343	320			250	241		387
1,000m³	262	350	310				317					
5,000m³	301	375		404	357			368			310	
10,000m³	339											
区画数*	7	6	5	7	9	5	6	7	4	5	5	5

* 11m³～の区画数

【資料5 料金表の他都市比較】水量区画の数(水道2)

給水管口径50mm(又は業務用・家事用以外)の水道料金表

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本料金(円)	9,250	49,000	11,200	20,720	530	790	8,700	950	8,800	2,375	9,840	21,100
5㎡	基本水量				基本水量	基本水量		基本水量		5		17.5
10㎡					8㎡	8㎡			18.0		12.2	
20㎡	162		20.5		13.9	15.8	26.7	20.9		18.5		24.3
30㎡					18.5	22.6				19.3		
40㎡					19.2					22.8		
50㎡	189			37.2	20.9	26.9		28.5	~90㎡ 23.0		15.6	
100㎡			24.0		25.3	29.3	29.7		26.5	25.7		33.5
200㎡	206		27.5		27.8				29.0	26.8	20.0	
300㎡	223	34.5			32.9	32.0	32.2					41.6
500㎡						36.9		36.8	33.0		28.8	49.7
1,000㎡	262	36.0	31.0		34.3					31.6		
5,000㎡	301	37.5		40.4	35.7	40.9			36.0		31.0	54.2
10,000㎡	339											
区画数*	7	3	4	2	9	7	4	3	6	6	5	5

* 11㎡~の区画数(基本水量に係る区画を除く。)

【資料6 料金表の他都市比較】水量区画の数(下水道)

下水道使用料表

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本使用料(円)	700	600	703	560	600	630	560	550	470	695	634	700
5㎡	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量		13
10㎡				10	10	20				10		
20㎡	119	67	104	110	128	118	108	61	98	16.2(177)	141	152
30㎡		91		140	164	173	160	83		233 (256)		188
40㎡			137								208	
50㎡	167	118		170	242	234	179	103	128	311 (326)		246
100㎡			225	200	303	264	205	119	152		257	278
200㎡	188	145	274	230	364	299		136	183	344		311
300㎡	206		351	270	~600㎡ 393	341		159	215	101~ 281㎡ 300	307	366
500㎡		168			~2,000㎡ 422	389		230		201~ 500㎡ 440		
1,000㎡			378	310	445	416	254	180	245	501~ 1,000㎡ 472	407	417
5,000㎡	218	199	406					215	245	1,001~ 4,480	412	515
10,000㎡		237	420	345	475	472		234	260			
区画数*	5	7	8	8	9	9	6	9	8	5	6	8

* 11㎡~の区画数

注: 広島市の()内は基使用
で区画数は8

【資料7 料金表の他都市比較】逓増度(水道)

水道料金

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本料金(円)	870	1,320	580	860	530	790	625	950	880	760	680	850
5㎡	基本水量	基本水量	80	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	5	10	17
10㎡				22	22	42	42					
品価率(A)	87円	132円	130円	97円	72円	87.6円	66.6円	96円	88円	81円	78円	102円
5,000㎡	391	375	310	404	357	409	327	368	360	316	310	542
10,000㎡	339											
品価率(B)	333円	376円	310円	404円	357円	409円	327円	368円	360円	316円	310円	542円
B/A	3.9	2.8	2.2	4.2	5.0	4.7	4.9	3.9	4.1	3.9	4.0	5.3

注) 最低単価は、給水管口径15mm又は家事用・一般用で10㎡使用時の単価を用いている。

(最低単価 給水管口径20mmの場合)

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本料金(円)	870	1,320	1,250	1,170	530	790	1,070	950	880	810	980	1,330
5㎡	基本水量	基本水量	80	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	5	10	17
10㎡				22	22	42	42					
品価率(A)	87円	132円	209円	128円	72円	87.6円	111円	96円	88円	88円	100円	150円
品価率(B)	333円	376円	310円	404円	357円	409円	327円	368円	360円	316円	310円	542円
B/A	3.9	2.8	1.5	3.2	5.0	4.7	2.9	3.9	4.1	3.7	3.1	3.6

注) 最低単価は、給水管口径20mm又は家事用・一般用で10㎡使用時の単価を用いている。

【資料8 料金表の他都市比較】逓増度(下水道・上下水道)

下 水 道 使 用 料

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本使用料(円)	788	688	783	568	668	638	568	558	478	695	634	768
5 m ³	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	13
10 m ³	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量
最低単価(A)	70円	60円	70.3円	78円	68円	67円	56円	55円	47円	71.5円	63.4円	89円
5,888 m ³	218	237	486	345	475	472	254	234	268	495	487	515
10,888 m ³			428								412	
最高単価(B)	218円	237円	420円	345円	475円	472円	254円	234円	268円	495円	412円	515円
B/A	3.1	4.0	6.0	4.4	7.0	7.0	4.5	4.3	5.5	6.9	6.5	5.8

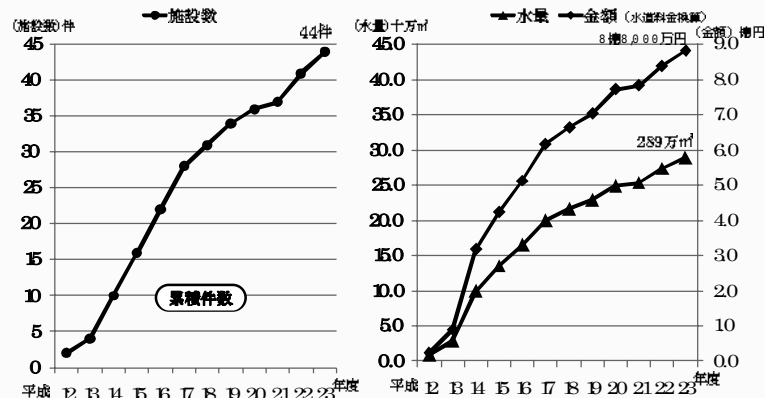
注) 最低単価は、10 m³使用時の単価を用いている。

上 下 水 道 料 金

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
最低単価(A)	157円	192円	208.8円	175円	140円	154.6円	122.5円	150円	135円	152.5円	141.4円	191円
最高単価(B)	557円	612円	730円	749円	832円	881円	581円	602円	620円	811円	722円	1,087円
B/A	3.5	3.2	3.5	4.3	5.9	5.7	4.7	4.0	4.6	5.3	5.1	5.5

注) 最低単価は、給水管口径13mm又は家事用・一般用で10 m³使用時の単価を用いている。

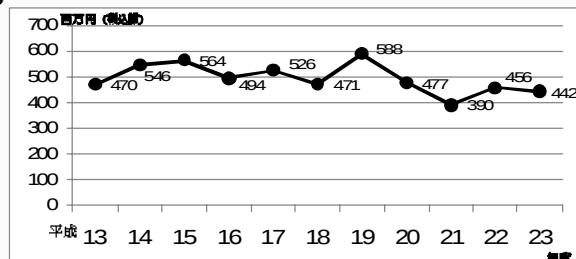
【資料9 地下水利用専用水道の使用量等】



・平成12年の水道法改正(水道管理業務の委託拡大等)の時期以降に水道使用水量が大きく減少した施設について推計しました。
 ・地下水用途が雑用水であるため「専用水道」に該当しませんが、水量の減少が大きい1施設を含んでいます。

【資料10 加入金に関する状況】

- 規定
 - 専用装置を新設し、又は給水管の呼び径を増径しようとする者…は、…加入金を納入しなければならない。
 (京都市水道事業条例 第24条の2)：昭和43年に導入
 - 加入金とは、給水装置の新設、増径工事の実施に際し、当該工事申込者から、一時金として徴収する負担額をいう。
 (日本水道協会「水道料金算定要領」加入金算定基準)
- 目的 新旧利用者間の負担の公平、水道財政基盤の強化など
- 用途 施設整備などの財源
- 収入額の推移



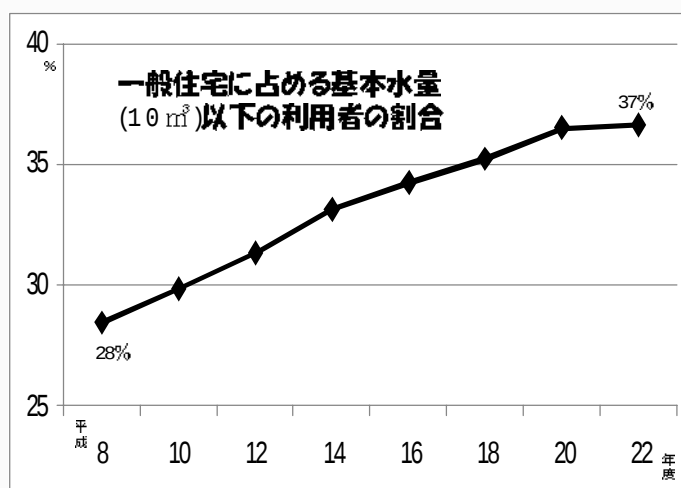
【資料11 加入金の他都市比較】

(税込額、単位：円)

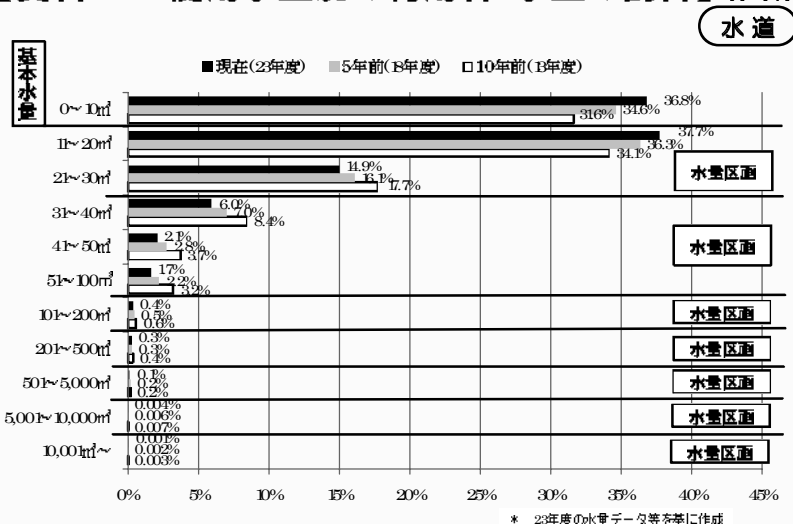
口径 (mm)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市
13	47,250	58,800	102,900	な し	157,500	157,500
20	94,500	168,000	192,150		157,500	157,500
25	141,750	299,250	477,750		157,500	157,500
40	483,000	945,000	1,480,500		1,312,500	1,338,750
50	861,000	1,701,000	2,541,000		2,047,500	2,047,500
75	3,129,000	4,725,000	6,825,000		4,672,500	4,882,500
100	9,618,000	9,660,000	13,965,000		8,347,500	8,347,500
150	26,250,000	27,300,000	39,900,000		18,847,500	18,900,000
200	55,650,000	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額		42,000,000	42,525,000

口径 (mm)	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
13	21,000	0	42,000	52,500	46,200	31,500
20	63,000	0	63,000	131,250	75,600	73,500
25	294,000	0	105,000	241,500	231,000	157,500
40	756,000	0	336,000	840,000	770,700	556,500
50	1,260,000	0	567,000	1,575,000	1,344,000	1,018,500
75	2,625,000	2,415,000	1,533,000	4,620,000	3,706,500	2,992,500
100	4,725,000	5,250,000	3,150,000	9,240,000	7,570,500	6,405,000
150	10,500,000	15,750,000	8,400,000	26,040,000	21,000,000	17,325,000
200	18,900,000	32,550,000	17,850,000	55,440,000	17,325,000	32,550,000

【資料12 基本水量以下の利用者の推移】

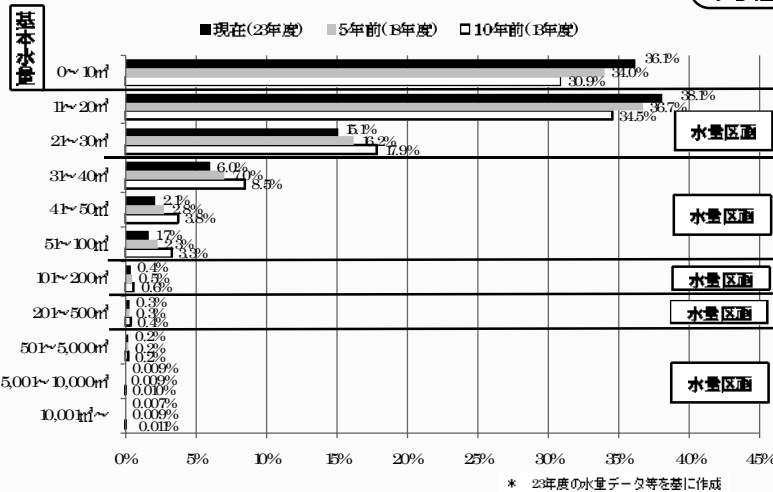


【資料13 使用水量別の利用者・水量の割合】



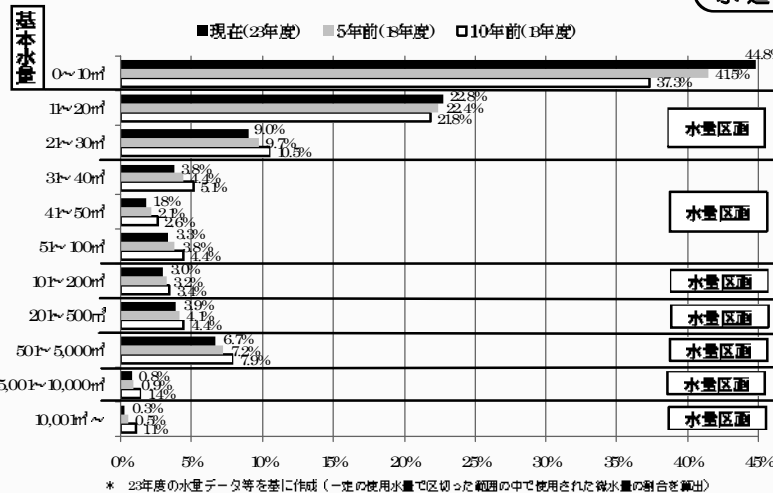
【資料14 使用水量別の利用者・水量の割合】利用者

下水道



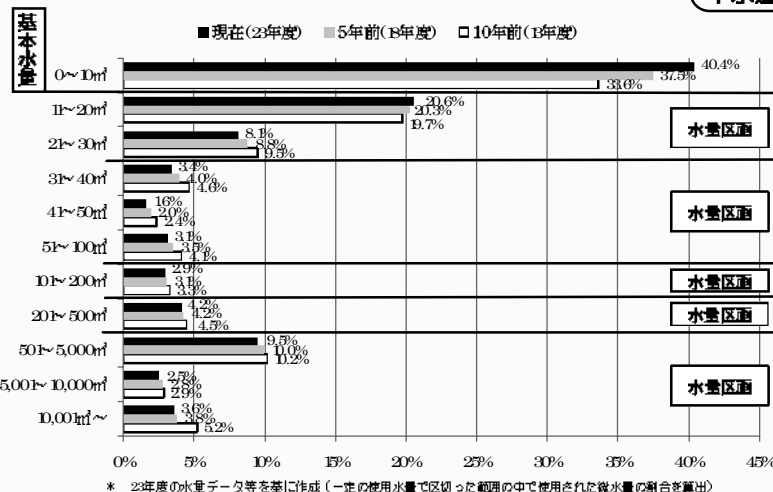
【資料15 使用水量別の利用者・水量の割合】水量

水道

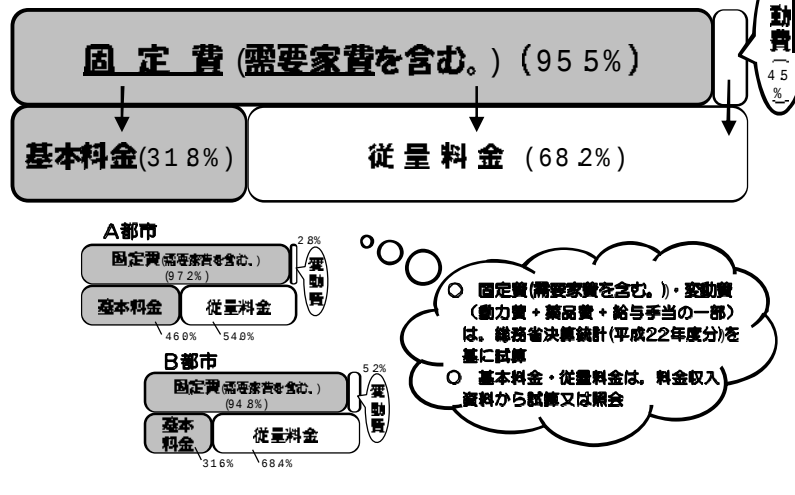


【資料16 使用水量別の利用者・水量の割合】水量

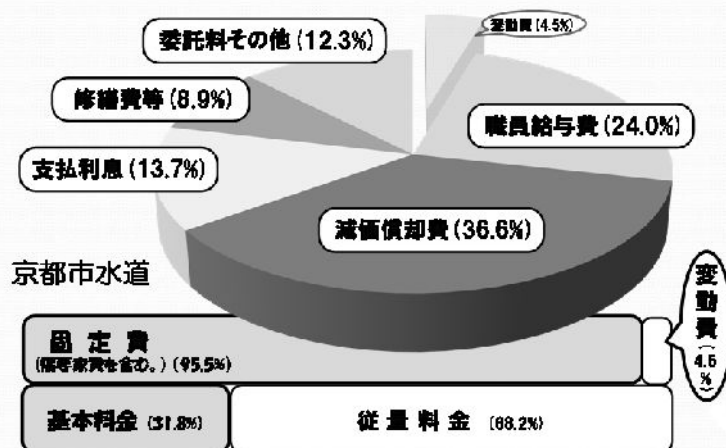
下水道



【資料17 固定費・変動費と基本料金・従量料金】 京都市



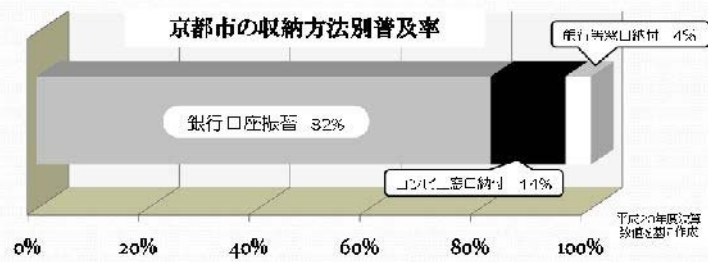
【資料18 固定費の内訳】



【資料19 地下水利用専用水道の問題点】



【資料20 料金の支払方法の状況・コスト比較】



収納方法別1件当たり手数料等（概算値）比較

区分	銀行口座振替		窓口納付		クレジット払
	銀行	ゆうちょ銀行	コンビニ	銀行・ゆうちょ銀行	
取扱手数料等	3	10	56*	1	※
郵送料	—	—	44	44	—
計	3	10	100	45	※

* 前払金等取扱コンビニの平均

料金の額に比例し、
例えば手数料が1%の
場合には、
5,000円でもUPは
10,000円と100円
となります。

京都市上下水道料金制度審議委員会 委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 等
おお はし よし え 大 橋 仔末栄	京都市民生児童委員連盟理事
おか やま か よ こ 岡 山 佳代子	上下水道サポーター
おく はら つね おき 奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事
こ ばやし ゆ か 小 林 由 香	税理士
◎ ふじ い ひで き 藤 井 秀 樹	京都大学教授(大学院経済学研究科)
まつ あき あつし 松 明 淳	社団法人日本水道協会調査部長
○ みず たに ふみ とし 水 谷 文 俊	神戸大学教授(大学院経営学研究科)
やす だ けい こ 安 王 桂 子	京都市地域女性連合会常任委員

◎：委員長, ○：副委員長

京都市上下水道料金制度審議委員会 審議経過

開催回	年 月 日	主 な 内 容
第 1 回	平成 23 年 11 月 7 日 (月)	委員長・副委員長の選任 京都市の上下水道に関する説明等 審議 ・上下水道料金制度について
第 2 回	平成 24 年 1 月 25 日 (水)	審議 ・上下水道料金制度について ・市民意見募集について ・今後の進め方について
第 3 回	平成 24 年 3 月 28 日 (水)	審議 ・上下水道料金制度について ・市民意見募集について
第 4 回	平成 24 年 6 月 4 日 (月)	審議 ・市民意見募集の結果について ・上下水道料金制度について
第 5 回	平成 24 年 7 月 31 日 (火)	審議 ・上下水道料金制度について
第 6 回	平成 24 年 8 月 27 日 (月)	審議 ・上下水道料金制度について
第 7 回	平成 24 年 11 月 6 日 (火)	審議 ・意見書(案)について

京都市上下水道料金制度審議委員会設置要綱

〔設置〕

第1条 上下水道料金制度の在り方について、利用者及び専門家から幅広い意見を聴くため、京都市上下水道料金制度審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

〔所掌事項〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を管理者に提言するものとする。

- (1) 上下水道料金制度の在り方
- (2) その他上下水道事業に関わる課題

〔組織〕

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

〔委員の任期〕

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔委員長及び副委員長〕

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

〔招集及び議事〕

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

〔庶務〕

第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務部総務課において行う。

〔補則〕

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から実施する。

京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書（概要）

1 はじめに

近年の水需要は、景気の停滞や節水型社会の進展によって減少傾向が続いており、また、有収水量等が減少する一方で利用者数は増加し、1利用者当たりの使用水量が減少するなど、水需要の構造も変化している。

京都市は、このような水需要の減少や構造変化に対応した上下水道料金制度の在り方について検討を進めており、その中で、利用者及び専門家から幅広い意見を聴くことを目的に、平成23年9月、上下水道料金制度審議委員会を設置した。

本委員会では、計7回の会議の開催と市民意見募集の実施により、京都市の上下水道料金制度の課題の洗い出し、その対応策等の審議を行ってきた。この度、委員会としての意見を取りまとめたので、ここに提言する。

2 京都市上下水道料金制度の現状

(1) 料金体系

ア 水道では、基本料金は口径別、従量料金は口径に関わらず単一の料金体系で、基本水量 10 m^3 (1箇月) が全ての口径に付与されている。 11 m^3 以上での水量区画の数は7、逡増度は3.9である。

イ 下水道では、基本使用料は均一で、基本水量 10 m^3 (1箇月) が付与されている。 11 m^3 以上での水量区画の数は5、逡増度は3.1である。

(2) 料金収納サービス

支払方法は、2箇月ごとの、銀行口座振替、コンビニ・銀行・営業所窓口払である。

(3) その他

地下水利用専用水道44件による年間の水道料金減収額は約8億8千万円と推計されている。水道に加入金制度を設けている。資産維持費は水道、下水道ともに料金に算入していない。

3 上下水道料金制度の在り方についての基本的な考え方

上下水道料金制度については、生活用水事業としての公共性、利用者間の負担の公平性、利用者にとっての制度の分かりやすさ、持続可能な上下水道事業経営の確立などを考慮しながら、社会状況の変化等に対応した整備・改善を図っていく必要がある。

しかし他方、市民意見募集の結果では、地下水利用専用水道に関する項目以外の全ての項目で、「今のままでよい」とする回答が半数を超えている。このことから、現状の料金制度に関して市民から概ねの理解が得られており、大きな変更は望まれていないものと考えられる。

4 上下水道料金制度の課題，市民意見募集，見直しの方向性

(1) 基本水量

課 題	見直しの方向性
基本水量以下の利用者が約37%を占めており，使用しない水量分も含めて基本料金を支払う形となっている利用者の割合が多い。	小口径の給水管において，中長期的には廃止の方向を考えつつ，当面は，そこに至る通過点として，半分程度とするなど，一定の引下げを行うこと。
市民意見募集	
① 今のまま(20 m ³)でよい 68% ② 20 m ³ より少ない方がよい 15% ③ 廃止(0 m ³)する方がよい 5% ④ 20 m ³ より多い方がよい 10% ⑤ その他 2%	

(2) 水量区画

課 題	見直しの方向性
水量区画別の水需要の動向では，小水量の部分で利用者・水量の割合が増加し，大水量の部分で割合が減少している。水量区画の数やそれぞれの範囲が，水需要の構造変化に対応していないと思われる。	小水量区画においては分割，大水量区画においては統合を行うこと。
市民意見募集	
① 今のままでよい 70% ② 数を減らす方がよい 14% ③ 数を増やす方がよい 13% ④ その他 3%	

(3) 基本料金・基本使用料

課 題	見直しの方向性
固定費の多くを従量料金等に割り振っているが，水需要の減少傾向の下，今後も従量料金等は減少を続けると見込まれることから，将来に向けて，必要な固定費の回収に支障が生じるものと懸念される。	基本料金・基本使用料への固定費の配分割合を増加させること。
市民意見募集	
① 今のままでよい 72% ② 給水管の口径による金額の差を縮める方がよい 19% ③ 給水管の口径による金額の差を広げる方がよい 7% ④ その他 2%	

(4) 逡増度

課 題	見直しの方向性
京都市の逡増度は、他の大都市と比べて水道が少し高く、下水道が特に低い。このような特徴について点検し、見直しの検討を行う必要があると思われる。	他の大都市との比較も勘案し、現状と比べ、水道は引き下げ、下水道は引き上げること。
市民意見募集	
① 今のままでよい 55% ② 料金単価の差を小さくする方がよい 37% ③ 料金単価の差を大きくする方がよい 7% ④ その他 1%	

(5) 地下水利用専用水道

課 題	見直しの方向性
地下水利用専用水道を導入し、大口徑の給水管を接続しながら少量の水道水しか使わない利用者は、水道施設の整備と維持のために本来負担すべき額より大幅に少ない水道料金しか支払っておらず、水道事業にとっては、利用者間の料金負担の公平性の面で大きな問題である。	大口徑の給水管の基本料金・基本水量を引き上げ、新たな基本水量制を導入し、併せて、大水量区画における従量料金単価を引き下げること。 現行制度の枠組みを越えたところでは、負担金制度や個別需給給水契約などが考えられるが、これらについては、次に採るべき方策として更に検討を進めること。
市民意見募集	
① 今のまま(何も行わない)でよい 47% ② その設置者に何らかの負担を求める方がよい 36% ③ その設置者に水道水の利用促進を図る方がよい 13% ④ その他 4%	

(6) 料金の支払方法

課 題	見直しの方向性
クレジット払について多くの要望があるが、上下水道事業者の手数料負担の増加につながるものと考えられる。支払方法によるコストの違いを利用者の負担に反映させてはどうかという意見がある。	料金の支払方法のメニューにクレジット払を加えるとともに、口座振替割引制度など、支払方法のコスト負担に関して公平を図る仕組みについて検討すること。
市民意見募集	
① 今のままでよい(銀行口座振替、銀行やコンビニなどの窓口支払) 75% ② 料金が少し上がっても、新たなサービスがある方がよい 25% 1) クレジットカードによる支払 (24%) 2) 料金引き落とし日の選択(口座振替のみ) (18%) 3) 毎月払(口座振替のみ) (19%) 4) 口座振替利用者に対する割引 (34%) 5) その他 (5%)	

(7) 加入金

課 題	見直しの方向性
施設の改築更新や機能向上のための財源となり、他都市でも広く制度が実施されているが、意義、位置付け等について、点検が必要である。	制度を継続するとともに、収入額が新たな加入者数に左右され、将来的には減収が見込まれることから、資産維持費と併せた検討を行うこと。

(8) 資産維持費

課 題	見直しの方向性
京都市では現在、制度として導入していないが、施設の改築更新や機能向上のための財源となるものである。料金に算入しないと、資産の実質的な価値が目減りし、将来の事業運営に支障を来すこととなる。	資産維持費を制度として導入すること。算入する額については、京都市における施設の改築更新等の必要性を十分に勘案するとともに、資産維持率など算定式を明示し、市民の理解が得られる水準とすること。

5 上下水道事業に関わる課題（審議の過程で言及した事業に関わる課題）

(1) 災害対策

管路・施設の耐震化を一層促進するとともに、被害を受けても早期の機能回復を図れる、災害に強い上下水道の構築を進めることが必要である。

(2) 老朽管の取替え等

老朽化した管路の取替え等を更に推進していくことが必要である。

(3) 経営基盤強化

持続可能な事業運営を確保するため、一層効率的・効果的な事業運営を実施していくことが必要である。

(4)

:

6 おわりに

京都市においては、今後も、社会状況の変化等を見極め、より適切な上下水道料金制度の実現に向けて、不断の努力を重ねられたい。